

# 各務原市溶融スラグ入り材料の使用に関する事務の取扱いに関する要綱

(平成14年11月29日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、各務原市が発注する公共建設工事等（以下「公共工事等」という。）において、本市が生産する溶融スラグ（以下「溶融スラグ」という。）を使用するために必要な事項を定める。

(溶融スラグの使用)

第2条 部課等の長は、次に掲げる材料には、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、J I S A 5 0 3 1（コンクリート用溶融スラグ細骨材）、J I S A 5 0 3 2（道路用溶融スラグ骨材）及び岐阜県建設工事共通仕様書の規格に適合した溶融スラグ入り材料を使用するものとする。ただし、特別の事情のあるものについては、この限りでない。

- (1) 別表に定めるコンクリート二次製品
- (2) 埋戻材、基礎材
- (3) インターロッキングブロック
- (4) アスファルト合材
- (5) その他都市建設部長が特に必要と認めるもの

(都市建設部長への報告)

第3条 部課等の長は、公共工事等が完了したときは、速やかに溶融スラグ使用実績表（別記様式）を作成し、都市建設部長に報告するものとする。

2 都市建設部長は、必要と認める場合、前項の溶融スラグ使用実績表に基づき調査をし、又は報告を求めることができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、事務の取扱いに必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成18年10月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成18年10月31日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市溶融スラグ入り材料の使用に関する事務の取扱いに関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う公共建設工事等から適用する。

## 別表

溶融スラグを細骨材に用いたコンクリート二次製品について、次のとおりとする。

### ◎補助事業

#### ①適用

設計基準強度 35 N/mm<sup>2</sup>以下

J I S A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品

J I S A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品

水セメント比は、55%以下

### ◎その他の事業

#### ①適用

J I S A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品

J I S A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品

水セメント比は、55%以下

製品の表面が目視でき、取替えの容易な製品

#### ②製品の品質管理

- ・該当 J I S 規格に準拠すること。
- ・該当 J I S 規格がない場合には、J I S 規格等に準拠すること。

#### ③製品の安全管理

- ・アルカリ骨材反応の抑制対策は、総量規制で3.0 kg/m<sup>3</sup>以下とする。
- ・凍結融解試験については、本市は寒冷地域外であるので製品ごとには行わないが、コンクリートの配合設計において規定されている空気量を確認すること。なお、各工場ごとに代表的な製品について年1回以上行うことでもよい。
- ・その他特に監督員が指示した試験は、協議の上行う。

#### ④製品の表示

- ・溶融スラグを細骨材に用いたコンクリート二次製品又はそのカタログや技術資料には、その旨の表示を行う。

表示内容

1. 該当製品 J I S 規格等による種類又は名称（又はそれらの略号）
2. 製造業者名又はその略号
3. 製造年月日

#### 4. 「各務原市溶融スラグ 10%」又はその略号

##### ◎その他

- ・コンクリート二次製品製造業者による圧縮強度の保証及び必要に応じたコンクリートの耐久性の照査を行うなど、耐久性の確認がなされていれば、上記以外のコンクリート二次製品への適用を妨げない。ただし、その都度、監督員の承諾を得ること。

### 溶融スラグ使用実績表

工 事 概 要	仕様書番号 工事名					
	担当者		部 課			
	工事場所		各務原市		地内	
	工事完了年月日		年 月 日			
	請負業者					
	事業量					
	概要					
溶 融 ス ラ グ 使 用 実 績	土木資材名		土木資材使用量	溶融スラグ混合量	溶融スラグ使用量	土木資材製造業者
	アスファルト合材	トン		10%		
	コンクリート二次製品	トン		10%		
	埋戻材	m <sup>3</sup>		100%		
	基礎材	m <sup>3</sup>		100%		
	インターロッキングブロック	トン		%		
	その他					

添付資料

位置図(住宅地図)、平面図、断面図溶融スラグ使用  
土木資材数量集計表、施工状況写真、品質管理結果  
(A4サイズ又はA4サイズに折る)

コンクリート二次製品については、種類(製品名)を記入してください。

**必要事項は、請負者が記入して監督員に提出すること。**